

持続可能で安定的な財政運営
市民満足度の高い行政サービスをめざし
第2次京丹後市行財政改革大綱 策定に着手

平成21年5月28日

京丹後市役所

本市は、行政運営の効率化を図り、行政サービスの向上を図るべく平成16年4月1日に旧6町が合併し誕生したが、「三位一体改革」等により厳しい財政状況の中でのスタートとなった。

こうした中であって、合併後の京丹後市の発展を目指し、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しだけでなく、市民とともに「新しい京丹後市づくり」を進めるため、平成16年12月に「京丹後市行財政改革大綱」を策定し、その推進を図ってきました。

この間、本市では、合併後のあるべき姿に向けて、旧町間の垣根を越え、ひとつの市として行財政運営を着実に推進してきたところです。

しかしながら、今後の京丹後市を取り巻く社会・経済状況は依然として厳しい状況が見込まれることから、これまでの行財政改革の経過を踏まえ、市民のみなさんとともに不断の行財政改革に取り組まなければなりません。

このため、現行の行財政改革大綱の推進期間が平成21年度までであることから、将来的に持続可能で安定的な財政運営を可能にするとともに市民満足度の高い行政サービスの推進をめざし平成22年度以降の「第2次京丹後市行財政改革大綱」の策定に着手しました。

●現行の京丹後市行財政改革大綱

「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成9年11月14日付け自治事務次官通知）の「第1 自主的・計画的な行政改革の推進について」において、行政運営全般について不断の点検を実施しつつ行政改革大綱の見直しを行うことが示されており、加えて、特に合併した京丹後市では、地域の魅力を活かしながら効率的に行財政運営を図るためにも行財政改革を推進する必要がある、その指針となる「京丹後市行財政改革大綱」を策定した。

●第2次京丹後市行財政改革大綱

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）の「第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保」において、新たな行財政大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うことが示されている。

更に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）の施行により、行政改革の推進のための新たな手法が制度化されたとともに、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）が示され、地方公共団体においても一層積極的な行財政改革の推進に努めていくことが求められていることから、その指針となる「第2次京丹後市行財政改革大綱」を策定する。

■大綱の計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

■策定の視点

(1)現行の行財政改革大綱の成果と継承

合併後の新たな京丹後市としてのあるべき姿を構築すべく平成16年に「京丹後市行財政改革大綱」を策定し、市民協働に向けた環境づくり、民間委託等の推進、職員数の削減など行財政運営の効率化を図ってきた。この大綱の成果を踏まえ、これまでの改革の取り組みを更に継続・発展させていく必要がある。

(2)総合計画との連携

第1次京丹後市総合計画の後期基本計画（平成22年度～平成26年度）の見直しが予定されている。第2次行財政改革大綱も後期基本計画と同期間であることから、この計画と連携がとれた内容としなければならない。

(3)合併後10年の節目(平成32年度の交付税を展望した財政的視点)

日本経済の低迷と分権化の推進等により今後の5年間は一層厳しい行財政環境が予想される。こうした中であって、第2次行財政改革大綱の目標年度である平成26年度は、合併特例債の期限でもあり、また、普通交付税についても、平成26年度は旧6町での算定による合併算定が終了し、平成27年度からは京丹後市としての算定への移行が始まり、その後5年間で段階的に削減されることになっており、平成32年度には京丹後市本来の算定額となる。第2次の5年間はこの平成32年度を見据えた財政構造への転換を図るために非常に重要な期間であり、この5年間の改革への取り組

みが、将来の京丹後市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、着実な行財政改革を進めていく必要がある。

■大綱の重点項目

厳しい財政状況のなかで、将来的に持続可能で安定的な財政運営を可能にするとともに市民満足度の高い行政サービスの推進のため第2次行財政改革大綱の重点項目を以下のとおりとし、改革への取り組みを展開する。

- (1) 市民とともに進める地域経営
- (2) 市民からみた行政満足度の向上
- (3) 市民のものとしての財政の健全化

■大綱策定の体制について

(1)行財政改革推進委員会

行財政改革大綱の策定を行うに当たり広く意見を求めるため行財政改革推進委員会で調査及び審議し、その意見を答申する。

(2)行財政改革推進本部

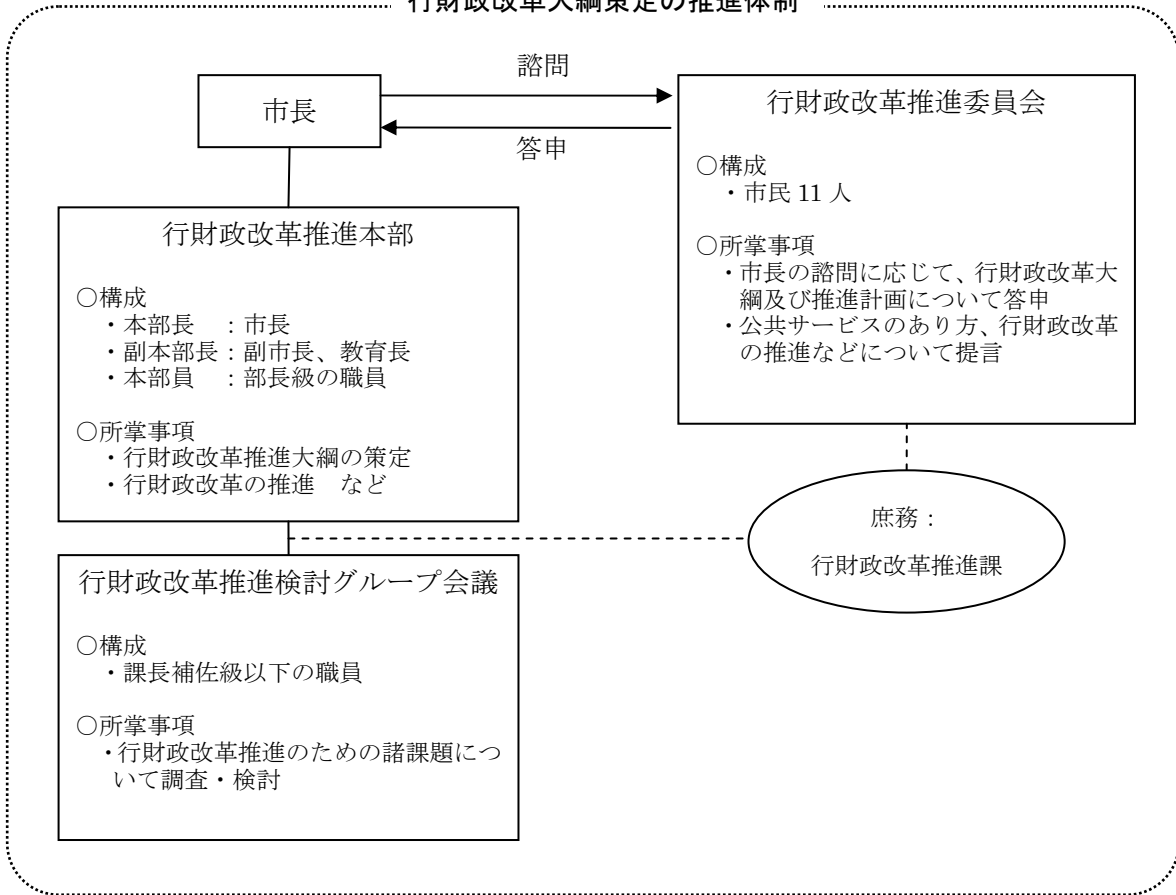
①推進本部

行財政改革推進本部で行財政の改革を全庁的に審議し、推進する。

②グループ会議

全庁的な議論を展開し、広く職員の意見を反映するため行財政改革推進グループ会議で、行財政改革推進のための諸課題について調査し、検討するものとする。

行財政改革大綱策定の推進体制



■大綱策定後の進捗管理について

大綱に基づいて行財政改革を推進するための推進計画を年度内に策定し、平成 22 年度から具体的な取り組みを始める。また、推進計画の進捗状況を行財政改革推進本部会議で点検・評価するとともに、行財政改革推進委員会に報告する。併せて市民に公表していく。